

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
1～2（略）			1～2（略）			
3 入院室料差額			3 入院室料差額			
(1) 特別S室	1日につき	17,930円	(1) 特別S室	1日につき	17,930円	
(2) 特別A室	1日につき	8,750円	(2) 特別A室	1日につき	8,750円	
(3) 特別B室	1日につき	6,050円	(3) 特別B室	1日につき	6,050円	
(4) 特別C室	1日につき	5,180円	(4) 特別C室	1日につき	5,180円	
(5) 特別D室	1日につき	3,560円	(5) 特別D室	1日につき	3,560円	
(6) A室	1日につき	<u>2,380円</u>	(6) A室	1日につき	<u>2,160円</u>	
					<u>（電話を設備した場合は、2,380円）</u>	
(7) B室	1日につき	<u>1,730円</u>	(7) B室	1日につき	<u>1,510円</u>	
					<u>（電話を設備した場合は、1,730円）</u>	
<u>ただし、電話を設置しない場合は、220円を減額する。</u>			<u>ただし、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める範囲内の料金を定めることができる。</u>			
また、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める範囲内の料金を定めることができる。			<u>ただし、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める範囲内の料金を定めることができる。</u>			
4～45（略）			4～45（略）			
備考（略）			備考（略）			
(略)			(略)			
3		17,930円	16,600円		17,930円	16,600円
		8,750円	8,100円		8,750円	8,100円
		6,050円	5,600円		6,050円	5,600円
		5,180円	4,800円		5,180円	4,800円
		3,560円	3,300円		3,560円	3,300円
		2,380円	2,200円		2,160円	2,000円
		1,730円	1,600円		2,380円	2,200円
		ただし、電話を設置しない場合は、220円を減額する。	ただし、電話を設置しない場合は、200円を減額する。		1,510円	1,400円
				1,730円	1,600円	
(略)			(略)			

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。